

## 委員長代理の決定について

平成28年1月26日  
個人情報保護委員会決定

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第58条第2項に基づき、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を次のとおり定める。

委員長代理は、阿部孝夫委員とする。